

香川県森林・竹林整備緊急対策事業補助金実施要領

(制 定) 令和元年5月31日 元み整第17083号
(一部改正) 令和2年6月1日 2み整第18988号
(一部改正) 令和3年9月1日 3み整第38422号
(一部改正) 令和4年4月1日 3み整第141382号

(目 的)

第1 香川県森林・竹林整備緊急対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、香川県補助金等交付規則(平成15年香川県規則第28号)及び香川県森林・竹林整備緊急対策事業補助金交付要綱(令和元年5月31日元み整第17067号以下「交付要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助の対象区域等)

第2 交付要綱別表1に定める対象区域は、次のとおりとする。

1 里山環境整備事業

- (1) 放置された森林であって低下した公益的機能の回復のため森林整備を実施する区域とし、原則として人家、農地、主要公共施設(学校、官公署、病院、道路等)から概ね50mの範囲内(農地においては1ha以上、人家においては2戸以上の受益が図られるものであること。)とするが、あらかじめ知事の承認を得た場合には、地形、傾斜等の地理的要因を考慮し、事業の効果が見込まれる一団の土地において対象区域を設定することができるものとする。
- (2) 対象区域に森林以外の土地が含まれる場合については、必ず造林事業又は植樹が行われる場合であって、かつ事業の効果を確実なものにするため、次に掲げる場合であって、かつ、森林以外の土地の面積が森林の土地の面積を上回らないときに限り、当該森林以外の土地についても対象区域にできるものとする。

ア 造林事業又は、植樹を行った後、3年以上継続して再生竹の下刈り等を実施する場合

イ 再生竹の下刈り等と同等の効果が認められる薬剤処理等の処置が確実に行われる場合

ウ 更新伐実施後2年を経過して更新が確実に図れていない林分で造林事業又は植樹を確実に行われる場合

ただし、市町長が、地域の事情等に鑑み、特に公共性、又は公益性が高いと認めた場合であって、かつ、あらかじめ知事の承認を得た場合は、この限りでない。

- (3) 香川県造林事業補助金交付規程(以下「交付規程」という。)に基づき実施する事業については、荒廃竹林整備が人工造林の事業量を超えないものとする。
- (4) なお、対象区域に含めようとする森林以外の土地については、事業に着手するまでに、造林事業又は植樹の施行に必要な、他の法令上の手続きを了しているものでなければならない。

2 森林整備促進事業

- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条に規定された森林(植樹後森林に転用するものを含む。ただし、土地開発行為後の植樹は除く。)であること。
- (2) 森林の有する公益的機能の維持、向上を図るため森林整備を実施する区域であること。
- (3) 補助の対象となる高性能林業機械等については、別表2に定めるものとする。

3 森林資源搬出促進事業

- (1) 他事業で木竹の搬出経費にかかる支援を受けたものは補助の対象としないものとする。
- (2) 出荷先からの搬出木竹に関する証明を得ていること。

4 県産間伐材搬出促進事業

- (1) 2に定められた対象区域のうち、スギ、ヒノキ人工林で60年生を超えるものであること。
- (2) 補助の対象となる高性能林業機械等については、別表2に定めるものとする。
- (3) 交付規程および交付要綱に基づく事業で発生した木材又は竹材については、3の森林資源搬出促進事業によるものとする。

(補助対象事業)

第3 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助率は、交付要綱第3条第1項に規定する補助対象事業とする。ただし、市町長が、地域の事情等に鑑み、特に公共性、又は公益性が高いと認めた場合であつて、かつ、あらかじめ知事の承認を得た場合に限って、交付要綱第3条第3項に規定する事業を補助の対象とすることができるものとする。

(事業主体)

第4 この事業の事業主体は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町
- (2) 森林所有者
- (3) 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）
- (4) 特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）
- (5) 森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）
- (6) 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）
- (7) 特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者
- (8) 森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第2項の規定により都道府県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）

(事業実施)

第5 事業の実施

1 協定の締結

- (1) 事業主体は、第2の1の里山環境整備事業に取り組む場合、事業に着手する日までに、市町長と事業の実施に関する協定を締結しなければならない。

ただし、特定森林再生事業を活用する場合は、「特定森林再生事業に関する協定書」をもって、事業の実施に関する協定とする。

- (2) (1)の協定は、特定森林再生事業以外の補助事業を活用する場合にあつては、事業主体（森林組合等が受託事業により施行するときは、森林組合等も協定に加わるものとする。）と市町長の間で締結されたもの（第1号様式、第2号様式）であること。その内容は、雑草木竹の除去、芽掻きなど確実に森林の更新が図られる内容を約したものであること。

また、協定書において、特段の定めがない限り、伐採した木竹材等の処分権は、森林所有者に帰属するものとする。

2 補助金の交付申請

- (1) 事業主体は原則として事業の終了後、速やかに知事に対して、次により補助金の交付申請を行う。
補助金交付申請書（第3号様式）に総括位置図（造林地の位置を示した5万分の1地形図又はこれに準ずるもの）、施業図（第5号様式）、第5の1の（1）の規定による協定書及び納税対応状況申出書を添付する。
なお、森林組合等が受託する場合、又は請負の場合は、受託契約書、又は請負契約書の写を添付する。
- (2) 事業主体は、補助金の交付申請及び受領についての権限を第三者に委任することができる。委任を受けた者（以下「受任者」という。）は、知事に対して、補助金交付申請書（第4号様式）に総括位置図、施業図（第5号様式）、第5の1の（1）の規定による協定書の写し、及び納税対応状況申出書並びに委任状を添付し、補助金の交付申請を行うものとする。

3 補助金事務の取扱い

森林組合長等（森林所有者を除く事業主体の長をいう。以下同じ。）が、他の事業主体の委任を受けて、補助金の交付申請、代理受領等の補助金事務を取り扱う場合には、次により取り扱うものとする。

(1) 補助金交付申請書の作成及び提出

ア 森林組合長等は、他の事業主体の委任を受けて補助金事務を取り扱う場合には、事業の終了後直ちに現地調査を行い、事業の実行状況を精査したうえ事業主体に代わって補助金交付申請書及び施業図を作成するものとする。

イ 森林組合長等は、補助金交付申請書を取りまとめて施業図を添付のうえ、知事に提出するものとする。

(2) 補助金の一括代理受領

ア 森林組合長等は、他の事業主体の委任を受けて補助金の一括代理受領を行うことができるものとする。

イ 森林組合長等は、他の事業主体の委任を受けて一括代理受領をしようとする場合には、補助金交付申請書の提出の際、事業主体の委任状を添付するものとする。

ウ 森林組合長等は、補助金を代理受領した場合には、速やかにこれを当該事業主体に交付するものとし、補助金を30日以上滞留させるなど、みだりに支払を遅延したり、他に流用したりすることがないようにするものとする。

エ 代理受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合、直接その事業に関係ある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができるものとする。

(ア) 補助金事務取扱手数料

(イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(ウ) 当該施行地の森林保険料

オ 知事は交付事務の適正を期するため、補助金の交付後一定期日（概ね30日後）を定めて森林組合長等から個々の事業主体に対する交付状況の報告を徴し、支払未済のものがあるときは実地調査を行うものとする。

カ 代理受領した補助金からエに掲げる経費を差し引いて支払おうとする場合には、あらかじめ事業主体の依頼を受け、その精算依頼書を徴しておくものとする。

キ 代理受領者はその支払いを明らかにした書類を整備保管するものとする。

(3) 補助金事務取扱手数料

ア 森林組合長等が受ける補助金事務取扱手数料は、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとする。

イ 補助金事務取扱手数料は、その事務に要する実費を基準として定めた一定の料率を補助金に乗じて算定するものとし、その手数料を合計したものが補助金額の1割を超えてはならない。

ウ 森林組合長等が補助金事務取扱手数料についての料率を定めようとする場合には、知事に報告するものとする。

エ 市町長の受ける補助金申請事務取扱手数料は、ア～ウに準じて定めるものとする。

オ 補助金事務取扱手数料の対象となる業務は次のとおりとする。

- (ア) 事業計画書等の作成
- (イ) 位置及び面積の把握（測量を含む。）
- (ウ) 補助金交付申請書の作成（施業図、及び位置図を含む。）
- (エ) 土地台帳及び付図との照合
- (オ) 委任状の作成
- (カ) 精算依頼書の作成
- (キ) 補助金交付申請書の提出
- (ク) 補助金配付明細書の作成
- (ケ) 補助金配付通知書の作成（発送を含む。）
- (コ) 補助金の受領及び交付
- (サ) 領収書の受領及び整理
- (シ) 竣工検査の立会い
- (ス) 関係用紙の印刷及び配布
- (セ) その他知事が適当と認める業務

4 竣工検査

知事は、補助金交付申請のあった事業について、次の規定によるほか、竣工検査内規を定め1施行地ごとに竣工検査（以下「検査」という。）を行う。

- (1) 検査は、申請の受理後速やかに1施工地ごとに、原則として書類検査及び現地検査により行うものとする。
- (2) 面積が知事の定める規模に満たないものについては、(1)の規定にかかわらず、当該交付申請に係る施行地全体の中から、無作為に抽出する全体の10パーセント以上に相当する数の施行地を除き、現地検査を省略することができる。
- (3) 検査の結果、当該施行地が本内規に適合しないものであるときは、竣工と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- (4) (3)の規定により不合格又は一部不合格であるとされた施工地であって、当該年度内における知事の定める一定期間内に手直しを行ったものについては、再検査を行うものとする。
- (5) 検査員は、検査した事項を検査調書に記入し、これに押印するものとする。
- (6) 検査調書は、事業終了の翌年度から起算して10年間保存するものとする。

5 補助金の査定

知事は、竣工検査及び下記に基づいて補助金の査定を行う。

(1) 補助金額の算出

ア 標準経費は、標準単価に事業量に乗じて求める。

イ 補助金額は、標準経費に交付要綱別表1に定める補助率に乗じて求める。

ウ ア、イにかかわらず、交付要綱別表1に補助率を定額単価で定めているものについては、その額に事業量を乗じて求める。

(2) 標準単価

標準単価は次により定めるが、標準単価及び定額単価については、調整率を乗じて求めることもできる。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。

ア 地方慣行を加味した一般水準の技術により十分成果を期待しうる限度において、事業量及び予算額を勘案して定める。

イ 事業ごとに付表1「造林事業標準単価構成因子」を基準とする。

付表1 標準単価構成因子

事業内容		構成因子
荒廃竹林整備		支障竹等伐倒費、雑草木竹除去費、搬出集積費、支障竹等のチップ化に要する経費
人工造林		地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
保育	下刈	雑草木除去費、薬剤代
	除・間伐	不用木竹除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
	枝打ち	枝葉除去費
森林作業道整備		伐開費、除根費、土工費、工作物設置費
更新伐		支障木等伐倒費、搬出集積費

(注1) 苗木運搬費とは、仮植地から造林地までの運搬費とする。

(注2) 搬出集積費とは、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

ウ 造林地の地利級、事業の難易、作業の精粗等にあわせて±20%の範囲内で標準単価を調整するものとして、調整因子を設けることができる。

この場合、調整因子の事項、判定の基準は、知事が定める。

エ 第3において補助の対象となる事業に諸掛費を加算することができる。

オ 人工造林等については、地床、樹種、苗木本数等により造林費が著しく異なるものは、これらを区分して定めることができる。

カ 階段の設置を伴う造林については、階段の種類別に定めるほか、階段の延長別に定めることができる。

キ 作業道等については、種類別（工種、土質、その他の組合せによる区分）に定めることができる。

6 補助金の交付決定等

知事は、補助金の査定結果に基づいて、補助金の交付決定、及び補助金の額の確定を同時に行う。

7 補助金受領者に対する条件

(1) 補助金返還

ア 転用等に係る場合

(ア)にあつては、造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して10年以内、(イ)にあつては、当該作業道等に係る造林計画期間内に、次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨届け出るとともに、当該転用等（転用、用途変更又は伐採除去をいう。以下同じ。）に係る森林等につき、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(ア) 当該補助事業の施行地の、森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が、森林以外の用途へ転用される場合を含む。この項及び（イ）において同じ。）又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為。

(イ) 当該補助事業で開設、又は改良等をした作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更、又は補助目的を達成することが困難となる行為。

イ 消費税仕入れ控除に係る場合

消費税の申告等により当該補助金に係る消費税仕入控除額があることが確定した場合には、その旨をすみやかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて消費税仕入控除税額に相当する補助金を返還すること。

ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額があることを補助金交付申請書に明らかにして補助金交付申請をし、消費税仕入控除税額に相当する補助金額を減額した補助金の交付を受けた場合には、この限りでない。

ウ 作業道等の開設または改良に伴う造林事業実施に係る場合

作業道等の開設又は改良に係る造林について、補助対象となる事業規模以上実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）は、当該作業道等につき、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(2) 保育管理義務

当該補助事業の施行地については、補植、保育等成林に必要な保育管理を十分に行わなければならない。

(3) 証拠書類の保管

この補助金にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、当該補助事業の完了の翌年度から起算して10年間整備保管しなければならない。

(4) 告知義務

補助金代理受領者は事業主体に対し上記の条件を通知しなければならない。

8 補助金の概算払

(1) 補助金の概算払を受けようとする事業主体は、第5の2の(1)の規定にかかわらず、補助金交付申請書（第6号様式）を提出する。

(2) 事業主体は、補助金の交付申請について、第三者に委任するときは、第5の2の(2)の規定を準用する。

(3) 知事は、補助金交付申請のあったものについて、これを査定し、かつ、現地調査を行ったのち、適当と認めたときは、補助金の交付決定を行う。

(4) 補助金の代理受領をするときは、第5の3の(2)の規定を準用する。

(5) 補助金の概算払の請求は、補助金交付決定通知を受けたのち、当該年度の1月10日までに知事に対して補助金交付請求書に概算払請求内訳書（第7号様式）を添付して行う。

(6) 知事は補助金の概算払の請求があったときは、これを審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、出来高の補助金相当額の90%を限度として、支払うことができる。

(7) 補助金の概算払を受けた者は、事業終了後速やかに事業実績報告書（第8号様式）を知事に提出する。

(8) 知事は実績報告書の提出があったときは、第5の3による竣工検査の結果に基づいて補助金の額の確定を行う。

9 森林作業道について

第3において補助の対象となる作業道は、原則として交付規程に基づき整備する森林作業道によるものとする。

10 その他

(1) 第4に定める森林法施行令第11条第7号に規定する団体（以下「任意団体」という。）から補助金の交付申請があった場合には、次の事項を確認するものとする。

ア 規約の内容

イ 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

ウ 造林地の森林所有者（森林法第2条第2項に定める森林所有者をいう。）

(2) 知事は、任意団体が事業を実施するに当たっては、次の書類を整備保管するよう指導するものとする。

ア 議事録

イ 収入及び支出を明らかにした帳簿

ウ 補助金の受領及び配分についての帳簿

(3) 第5の2に定める補助金交付申請書に記載する造林面積及び施業図は、ポケットコンパス等による測量及び精度の高い既存の図面の利用によるものとする。

ただし、1ha未満の小施行地については、要点間の距離測量による簡易法によることができる。

(4) 植栽樹種は、すぎ、ひのき、まつ類、くぬぎ類、有用広葉樹及び土壌改良木とする。ただし、その他知事が適当と認めた植栽樹種については、この限りでない。

(5) 事業主体は、当該造林地については原則として一定期間森林保険に加入するものとする。

(6) 市町長は、事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に必要な助言、指導を行うものとする。

(7) 本要領により難しい事項については知事の承認等を受けるものとする。

(助 成)

第6 県は、予算の範囲内において、交付要綱及びこの要領の定めるところにより事業を実施するために要する別表1に掲げる経費について、補助することができる。

(その他)

第7 第2及び第3に規定する「知事の承認」を得るための手続きについては、次のとおりとする。

(1) 第2の1項の(1)に規定する「知事の承認」を得る場合、市町長は事前に知事に承認申請書（第9号様式）を提出して協議するものとし、あらかじめ知事の承認（第10号様式）を得なければならない。

(2) 第2の1項の(2)のただし書に規定する「知事の承認」について

造林事業又は植樹を行わない場合の協議は、市町長が事前に知事に承認申請書（第9号様式）を提出して協議するものとし、あらかじめ知事の承認（第10号様式）を得なければならない。

附 則

1 この要領は令和元年6月1日から施行する。

2 香川県里山環境整備事業補助金実施要領は廃止する。なお、平成30年度繰越にかかる事業にあつては従前の例による。

3 香川県緑のダム整備事業実施要領は廃止する。なお、平成30年度繰越にかかる事業にあつては従前の例による。

附 則

- 1 この要領は令和2年6月1日から施行する。
- 2 香川県単独県費造林補助事業実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は令和3年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和4年4月1日から施行する。なお、令和3年度繰越にかかる事業にあつては従前の例による。

別表 1

事業の種類	事業区分	事業内容
里山環境整備事業	荒廃竹林整備	<p>放置竹林の質的、構造的な改善を目的として行う前生竹の伐倒、伐採竹のチップ化及びこれに伴う作業を行う事業とする。</p> <p>補助対象は、竹の伐倒、伐採竹のチップ化、搬出集積、枝葉の除去等に要する経費並びに諸掛費とする。なお、チップ化は、伐採竹が施行地外に流出するおそれがある場合や、通常の地拵えでは人工造林の植栽・育成面積が確保できない場合に限り、実施できるものとする。</p>
	人工造林	<p>荒廃した竹林であって林種転換を図る林分で森林の造成を目的として苗木の植付け、種子の播付け、施肥、特殊地拵え、その他これらに準ずる作業を行う事業とする。</p> <p>補助対象は、林床整備、地拵え、苗木や樹木の植付け、播種、施肥（石灰及び稲わらの施用を含む）、特殊地拵造林における前生木竹の伐倒・除去に要する経費並びに諸掛費とする。</p>
	保育	<p>更新伐を行ったⅧ齢級以下の林分又は更新伐実施後に植栽により更新したⅡ齢級以下の人工林で雑草木竹の除去及びこれに併せて行う施肥を行う事業とする。</p> <p>補助対象は、雑草木竹の除去及び施肥、薬剤処理に要する経費並びに諸掛費とする。</p>
	森林作業道整備	<p>造林用資材及びチップの搬入等の作業のために設置する簡易な施設である作業道の開設及び改良、竹のチップ化等に必要な土場等の施設整備に要する経費及び諸掛費とする。</p>
	更新伐	<p>天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的としてⅩⅧ齢級以下の林分で行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、及びこれに伴う作業を行う事業とする。</p> <p>補助対象は、不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、巻枯らしに要する経費並びに諸掛費とする。</p>
森林整備促進事業		<p>香川県造林補助事業実施要領に定める事業内容（ただし、鳥獣害防止施設等整備にあつては、他の施業と一体的に実施することを要しない。）の実施に要する経費並びに諸掛費。</p>
	高性能林業機械等運搬	<p>間伐施行地で、作業ポイントまでの搬出集積作業を目的として行う、高性能林業機械等（1台分）の保管場所又は他の間伐施行地からの運搬に要する経費。</p>
森林資源搬出促進事業		<p>伐採した材の伐採箇所から原木市場、製材所、その他の出荷先までの積込、運搬に要する経費（運搬距離は、一般に利用しうる経路の長さによるものとする。）。</p>
県産間伐材搬出促進事業	間伐	<p>ⅩⅡ齢級を超えるスギ・ヒノキ人工林において、適正な密度管理（間伐率10%以上20%未満）を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積に要する経費並びに諸掛費とする。</p>
	高性能林業機械等運搬	<p>間伐施行地で、作業ポイントまでの搬出集積作業を目的として行う、高性能林業機械等（1台分）の保管場所又は他の間伐施行地からの運搬に要する経費。</p>

	間伐材運搬	伐採した材の伐採箇所から原木市場、製材所、その他の出荷先までの積込、運搬に要する経費（運搬距離は、一般に利用しうる経路の長さによるものとする。）
--	-------	--

別表 2

高性能林業機械等	フォワーダ、プロセッサ、ハーベスタ、ショベル系掘削機械、スイングヤーダ、タワーヤーダ、フェラーバンチャ、スキッド、その他の高性能林業機械（「高性能林業機械機械化促進基本方針」（平成 12 年 4 月 11 日農林水産大臣公表）第 2 の 1 の定義に基づくもの）とする。
----------	---